不利益処分の処分基準

処分の内容		組合員等への事務費の賦課
根拠法令及び条項		農業保険法第１１８条
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
処分基準	関係条項	なし
	基準（未設定の場合はその理由）	新座市は埼玉県農業共済組合に加盟しており、市単体で共済事務を行っていないため、基準は設定する必要がない。
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）